

【図17】都市再生推進法人を経由した占用許可等の申請

○「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）における道路や都市公園の占用許可等の申請について、都市再生推進法人を経由した申請書の提出及び都市再生推進法人による申請手続のサポートを法律に明記。

都市再生推進法人による経由・サポートのメリット

- ◆ 許可権者に対する事前説明の場に立ち会い、申請者と共に説明することで、事前協議を円滑化。
- ◆ 申請者に対し、申請書の記載方法や記載内容のアドバイス（例：同一イベントに複数の出店者があり、各申請書に共通する記載事項がある場合に、記載内容をアドバイス）を行うとともに、申請者に代わって許可権者に申請書を提出することで、申請者の負担を軽減。

など

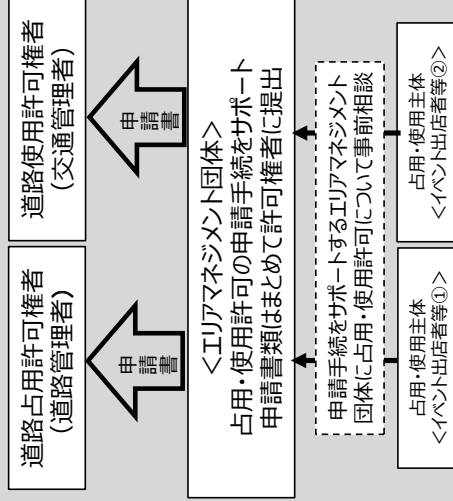
許可権者による市町村への都市再生推進法人の監督の要請

例えば、都市再生推進法人が許可権者に提出しなければならぬ書類を滞留させるなど、適切に業務が行われていないときは、許可権者は、市町村に対し、必要な監督（例：報告を求め）を行うよう要請することができる。

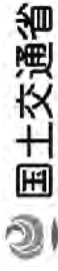
先進事例

丸の内仲通り（東京都千代田区）

・エリアマネジメント団体が、イベント開催時ににおける複数の出店等のための道路占用・使用許可の申請書類をまとめて提出。申請書の作成等の手続もサポート。



【図18】普通財産の活用



- 市町村が所有する普通財産をまちづくり活動のために有効に活用できるよう、民間事業者等に対する普通財産の安価な貸付等を「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）における支援メニューとして位置付け。

普通財産の活用の流れ

市町村は、都市再生整備計画に、民間事業者等*に対する普通財産の使用に関する事項（普通財産の安価な貸付等）を記載。

- 例) 市の所有する空き地をまちづくり会社に安価に貸し付け、まちおこしイベントの実施を支援
- 例) 市の所有する建物の一室をまちづくり会社に無償で貸し付け、まちづくり会社の運営を支援

* 市町村とともにまちづくり活動に取り組んでいる民間事業者等が対象。具体的には、一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は都市再生推進法人に限定。

普通財産の安価な貸付等により普通財産を活用する者は、普通財産を活用した賑わい活動を行うつ、周辺の清掃等の地域貢献を行う。

先進事例

岐阜県多治見市

市内の企業による組合（イベント実施等を目的とする組合）が、JR多治見駅北口の市有地（普通財産）を市から時価より安価に借り受け、東濃地域の陶器・タイル文化と先進アートを楽しめる体験型レストラン「Tree by Naked tajimi」を整備・運営している。



< Tree by Naked tajimi >

北海道富良野市

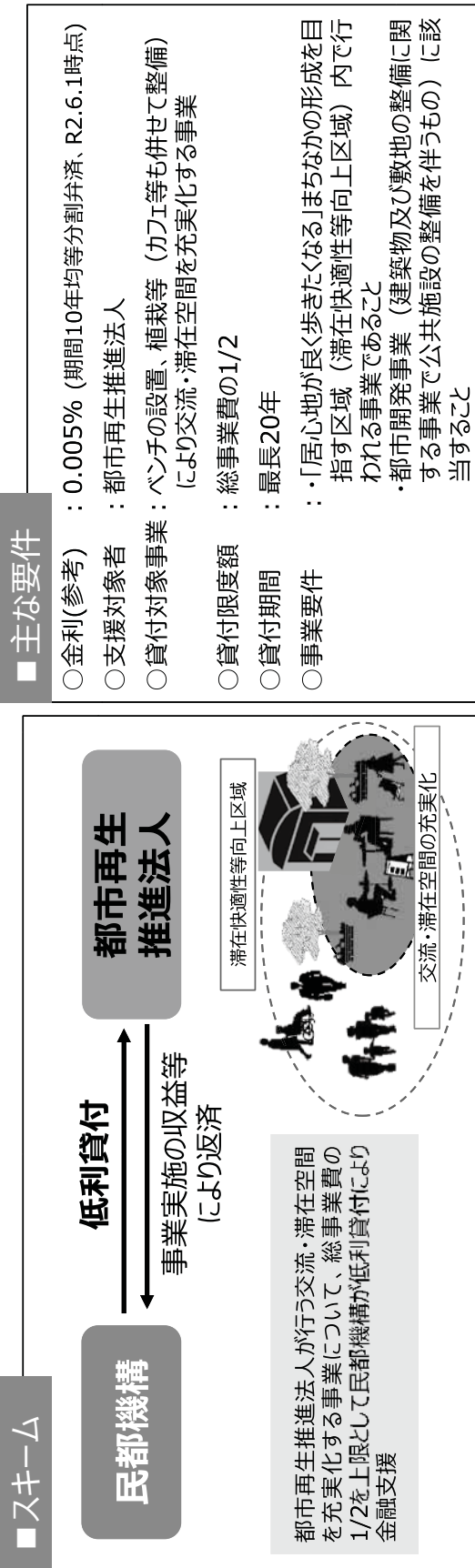
ふらのまちづくり株式会社が、未利用地となっていた2000坪ほどの市有地（普通財産）を市から時価より安価に借り受け、広場やファミリーズマーケット、カフェ等からなる「フラノマルシェ」を整備・運営している。



< フラノマルシェ >

【図19】都市再生推進法人による交流・滞在空間の充実化に対する金融支援 国土交通省

○ 都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が低利貸付により金融支援。



■ 制度活用イメージ

想定事例1

• 賑わいあふれる交流・滞在空間形成のため、カフェ等の整備と併せて、広場におけるベンチの設置や植栽等を行う事業を支援



想定事例 2

• 交流・滞在空間となる活気あるメインストリートを創出するため、雑貨ショップ等の整備と併せて、歩道の植栽等を行う事業を支援



【図20】「居心地が良く歩きたくなくなる」まちなかの創出

○ 歩行者利便増進道路（改正道路法）と滞在快適性等向上区域（改正都市再生特別措置法）を併用することで、官民一体で取り組む「居心地が良く歩きたくなくなる」空間の創出を促進

歩行者利便増進道路

- ① 車線を減らして歩道を広げると、歩道等の中に（通行区間とは別に）歩行者の滞留・賑わい空間を整備することが可能
⇒ 公共：交付金による重点支援（検討中）
- ② カフェやベンチの設置など、占用制度を緩和
⇒ “無余地性”※1基準が除外され、占用物が置きやすくなる

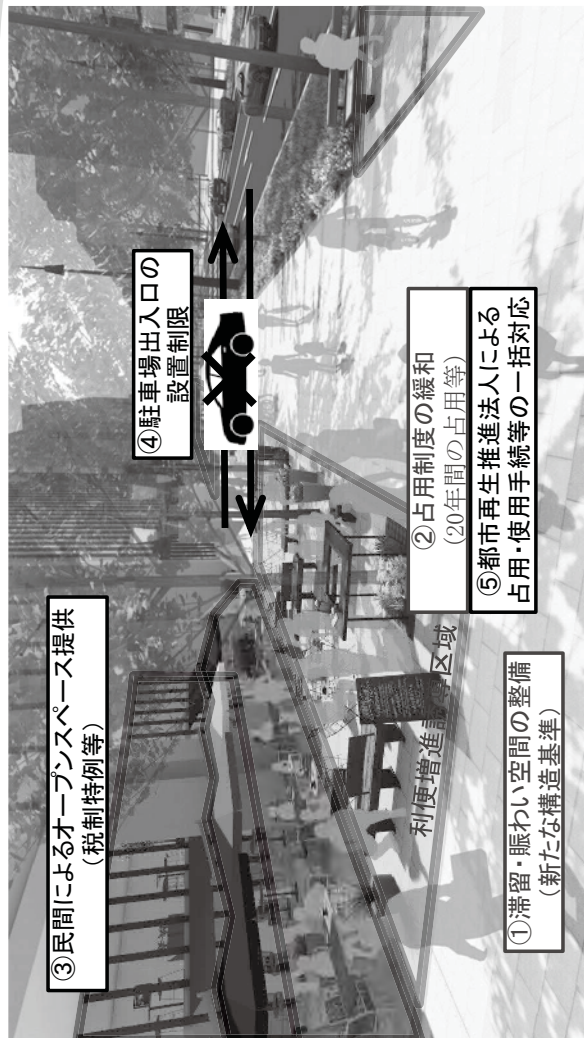
※1 無余地性＝道路区域外にその占用物を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占用を許可する、という基準

⇒ 実質的に20年の占用が可能、多額の初期投資が必要な物件も設置しやすくなる（占用公募を行う場合※2。通常は5年。）

※2 公募が行われない場合でも、道路協力団体による占用であれば許可に代わって協議で占用可

滞在快適性等向上区域

- ③ 公共による道路の修復・改変と民間によるオープンスペースの提供など、官民一体による公共空間の創出が可能
⇒ 公共：交付金（国費率の嵩上げ等）
民間：税制特例、補助金
- ④ 区域内の特定の道路について、駐車場出入口の設置を制限することが可能
- ⑤ イベント実施時などに都市再生推進法人が道路の占用・使用手続等を一括して対応



両制度を併用すると...相乗効果大

- i. 歩行者の利便増進のための道路整備や、その周辺で民間によるオープンスペースが提供されるなど、エリア内でまちづくりが行いやすくなる。
- ii. カフェ、ベンチ等の道路の占用について、占用基準・期間の緩和、都市再生推進法人による手続面のサポートにより、空間活用が行いやすくなる。
- iii. 歩行者の利便増進が図られた道路沿いの駐車場の出入口の設置制限により、エリア内の安全性や快適性が向上する。